

塩谷町告示第 80 号

塩谷町不妊治療休暇奨励支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町不妊治療休暇奨励支援事業補助金交付要綱

令和6年4月25日

告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療と仕事が両立できる環境を整備するため、不妊治療のため休暇を取得する者(以下「対象者」という。)及びその雇用事業主(以下「事業主」という。)に対し、不妊治療休暇奨励支援事業補助金(以下「こだから休暇奨励金」という。)の交付に関し、塩谷町補助金等交付規則(昭和47年塩谷町規則第14号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、不妊治療とは、国内医療機関での不妊治療に係る検査及び治療をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- (2) 代理母によるもの(夫の精子と第三者の卵子を使って受精卵を作り、第三者に産んでもらう方法)
- (3) 借り腹によるもの(夫の精子と妻の卵子で受精卵を作り、それを第三者の子宮に着床させる方法)
- (4) 町内に転入する前に行われたもの

(こだから休暇奨励金の助成対象者)

第3条 こだから休暇奨励金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)による婚姻の届出をしている婚姻中の者で、医師による不妊治療を受けている者
- (2) 第6条第1項に規定するこだから休暇奨励金の交付申請をする日の1年以上前から、本町の基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録に基づく外国人登録原票に登録されていること。
- (3) 2か月を超えて雇用されており、週当たり所定労働時間が30時間以上で、厚生年金保険の被保険者である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する対象者は、こだから休暇奨励金を交付しないものとする。

- (1) 塩谷町暴力団排除条例(平成24年条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3号及び第4号に該当する者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人に勤務する者
(こだから休暇奨励金の対象事業主)

第4条 こだから休暇奨励金の対象事業主は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業主とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主
- (2) 前条第1項に該当する対象者を雇用している。
- (3) 法人住民税を完納している。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業主は、こだから休暇奨励金を交付しないものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する事業主
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人
(こだから休暇奨励金額)

第5条 こだから休暇奨励金の額は、不妊治療に伴う休暇を取得した日数に1万円を乗じて得た額とする。

ただし、妊娠が成立した日、医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日又は不妊治療による休暇を15日取得した日のいずれか早い日を限度とする。

(こだから休暇奨励金申請)

第6条 こだから休暇奨励金の交付を受けようとする対象者は、塩谷町こだから休暇奨励金交付申請書兼請求書(対象者用)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、不妊治療に伴う休暇を取得した最後の日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 3箇月以内に発行された戸籍謄本
- (2) 不妊治療を受けた日付、医療機関名及び診察の内容が分かる書類の写し
- (3) 就労をしていることが分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 こだから休暇奨励金の交付を受けようとする事業主は、塩谷町こだから休暇奨励金交付申請書兼請求書(事業主用)(様式第2号)に休暇証明書(様式第3号)及び次に掲げる書類を添えて、不妊治療に伴う休暇を取得した最後の日から起算して1年以内に町長に提出しな

ければならない。

- (1) 法人住民税を完納していることが分かる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 前回の申請日から1年を経過し、引き続き本町の住民基本台帳に記録されている対象者及び事業主は、第1項又は前項に規定する申請を再度行えるものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、こだから休暇奨励金の可否及び支給額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定に当たり、第3条又は第4条の要件に関する審査を行うため、前条の規定により申請した対象者又は事業主(以下「申請者」という。)についての調査を行うものとする。

(交付通知)

第8条 町長は、こだから休暇奨励金の交付又は不交付を決定したときは、塩谷町こだから休暇奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 町長は、第7条に規定する申請者が偽りその他不正な手段により、こだから休暇奨励金の交付を受けたと認めたときは、こだから休暇奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定によりこだから休暇奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して塩谷町こだから休暇奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定によりこだから休暇奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既にこだから休暇奨励金が交付されているときは、塩谷町こだから休暇奨励金返還命令書(様式第6号)により返還を命ずるものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こだから休暇奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

塩谷町こだから休暇奨励金交付申請書兼請求書（事業主用）

年 月 日

塩谷町長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

次の申請条件に同意又は誓約した上で申請します。

- (1) 偽り等不正な手段にて交付を受けたときは、交付の取消しに同意する。
- (2) 対象者は、申請事業主と雇用関係に相違ないことを誓約する。
- (3) 暴力団等の反社会勢力に該当しないことを誓約する。

対象者名	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	
奨励金請求額		10,000円 × 日 = 円		
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店 農協・信用組合 出張所		
	フリガナ		預金種別	普通 当座
	口座名義		口座番号	

※振込先は、事業所または代表者の口座となります。

添付書類

- ① 休暇証明書（様式第3号）
- ② 法人住民税を完納していることがわかる書類（納税証明書等）

第 号
年 月 日

様

塩谷町長

塩谷町こだから休暇奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、こだから休暇奨励金の交付については、
次のとおり決定（不交付と決定）したので、塩谷町不妊治療休暇奨励支援事業補助金交付要綱第8条
の規定により通知します。

年 月 日

塩谷町長



1 交付又は不交付の決定

交付 ・ 不交付
(不交付の理由)

2 交付決定額 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

塩谷町長

塩谷町こだから休暇奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった、こだから休暇奨励金の交付については、次の理由により交付決定の全部又は一部を取り消しとしたので、塩谷町不妊治療休暇奨励支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

全部又は一部を取り消した理由

様式第6号（第9条関係）

年 第 号
月 月 日

様

塩谷町長

塩谷町こだから休暇奨励金返還命令書

年 月 日に交付した不妊治療休暇奨励金について、下記のとおり
塩谷町不妊治療休暇奨励支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により返還
するよう通知します。

記

- 1 返還命令額 円
- 2 返還期限 年 月 日